

議案第111号

芽室町下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8 第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2 第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</p>